

申7号

賃金制度等の改正に関する要求申し入れ 提出!

賃金制度等の改正については、解明申し入れを5月31日に申14号を提出し、団体交渉を行ってきました。解明交渉では、基本給調整の見直しとして、該当する区分が2以上に達した場合の基本給額に2,000円を加えるキャリア加算、3職経験（駅・車掌・運転士経験）及び運転士等から駅等への異動に伴う基本給調整の廃止、更には職務手当や夜勤手当を含めた賃金制度の見直しと日当等の廃止を含めた旅費制度の見直しを行う理由について議論してきました。しかし、組合員からは「より多様な業務に従事することでの能力の伸長と言っているのに現行の基本給加算が無くなるのはおかしい」「キャリア加算の根拠が全体的なバランスを見てということでは納得できない」「異動や担務変更が希望どおりになるとも限らないのに生涯賃金まで下がる制度は認められない」「ジョブローテーションは安全・サービスレベルの向上が目的であるならば、それ相当の加算をするべき」「日当等の廃止に伴う一時金支給基礎額の算出方法は公平ではない」「今まで支給されていた旅費が将来にわたって無くなるのに一時金としては少なすぎる」など、率直な意見や切実な不安の声が多く出されています。そのため、本日、申7号として7項目に精査し申し入れを行いました。

現行制度から誰一人として生涯賃金が減るようなことがあってはならない!

【項目概要】

1. 基本給調整（キャリア加算）は、区分異動又は担務変更を行う場合に加算すること！
施策実施日のキャリア加算は2,000円ではなく、経験したキャリア数×1,000円とすること！
※区分異動＝営業・輸送・乗務員・車両・施設・電気・事務・医療・企画部門・出向
※担務変更＝車掌・運転士・指導、施工・技術管理、出札・改札・サービスマネージャー、ホーム・信号、設計・管理、設計・変電・メセ、信号・通信・メセなど
2. 車掌・運転士の見習指導担当（新規養成）の職務手当をそれぞれに1,000円加算すること！
3. 車掌・運転士の指導員の職務手当を1,000円加算すること！
4. 転換養成等の指導担当に3,000円の職務手当を新設すること！
5. 駅配属の新入社員に対する指導担当に3,000円の職務手当を新設すること！
6. 夜勤手当（C単価）を45/100に増額すること！また、深夜帯の時間を22:00～6:00に拡大すること。
7. 日当等の廃止に伴う一時金支給基礎額の算出方法は、実施日以前の過去3年間における支給実績と支給月数の平均額とすること！

ジョブローテーションの目的との整合性を踏まえれば、

キャリア加算はその都度、行うべきだ!!